



My Favorite Things

私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第31回

安芸高田市サッカー公園

サンフレッチェ広島を支えるサッカー公園、そのにぎわいをご存じでしょうか？プロ用に天然芝グラウンド、ユース用に人工芝グラウンドがあり、サンフレの活躍に大きく貢献しています。

プロの練習時には平日で約100人が見学に訪れますが、ほとんどの方は市外からお越しです。サポーターにとってかけがえのない場所であると同時に、安芸高田市にとっては貴重な集客施設となっています。土日に練習が入る日もあるので、ぜひ現地の盛り上がりを感じてみてください。

一方、ユースは練習だけでなく、試合もこのサッカー公園で行っています。プロを目指して切磋琢磨する高校生の姿は、見る者の心をつかんで離しません。11月は19日(日)にプレミアムリーグ(1部)、25日(土)にプリンスリーグ(2部)^{※1}の試合が開催されるので、こちらも要チェックです。

J1リーグは残り試合がわずかとなってきました。エディオンスタジアム^{※2}で、道の駅のパブリックビューイングで、うちで育った選手たちの雄姿を堪能しましょう！！

※1 人工芝の張り替え工事の日程次第で会場が変更になる場合があります。

※2 ホームは11月25日(土)が最終戦です。



建設時の総工費は約25億円

〈グラウンドの整備〉

寄附を募集しています。個人は1万円以上、団体は10万円以上の寄附で公園内の芳名版に氏名もしくは会社名が記載されます。締め切りは2024年2月29日(水)です。

問総務課 行政係
☎お太助フォン 42-5611

国民健康保険の医療費通知

国民健康保険の医療費負担の仕組みや、健康に関する認識を深め、医療機関などの診療報酬の不正請求を防止するため、医療機関などを受診した世帯全員の医療費総額を記載した医療費通知を送付しています。

■医療費控除の申告に利用できます

下記の場合は、領収書などで金額を確認し「医療費控除の明細書」に補記が必要です。

- 精神科を受診した場合(プライバシーに配慮し記載されません)
- 県外の医療機関を受診した場合(一部診療機関名が記載されていないことがあります)
- 医療機関から国民健康保険への請求が遅れるなどの理由で、一部の受診が記載されていない場合
- 通知に記載されている患者負担額と実際の負担額が異なる場合(公費負担医療や高額療養費などを利用した場合)

■医療費通知の送付時期

送付月	対象診療月
2024年2月上旬	1月～10月診療分
2024年3月上旬	11月・12月診療分

2023年の11月と12月の診療分が記載されている医療費通知は、2024年の3月上旬に送付を予定しています。通知が届く前に確定申告をする場合は、医療機関などの領収書で計算してください。

※医療費控除の申告に関しては、税務署にお問い合わせください。

問保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

11月19日は「備蓄の日」

1年に1度は**備蓄品**を確認しましょう！

市では、土砂災害や風水害・地震に備え、各家庭における備蓄を推進するため「備蓄の日」を制定しました。現在、市内のスーパーマーケットやホームセンターなどに協力を要請し、各店舗で備蓄商品の充実や普及啓発に向けた販売促進に取り組んでいます。

災害発生時に、避難所で提供できる食料などには限界があり、市民の皆さんの備蓄による協力が大切です。いざという時のため、必要なものを備蓄しておき、不足品は補充しましょう。



[詳しくはこちらから]
広島県ホームページ
「備える」

問危機管理課 防災・生活安全係
☎お太助フォン 42-5625

国民年金のあれこれ

「障害基礎年金」受給の条件

病気やけがで生活や仕事が制限されるときに受け取ることができる「障害年金」のうち、病気やけがで初めて医師の診療を受けた時点で国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」が請求できます。

障害基礎年金額(2023年)

- 1級 年額993,750円**
[1956年4月1日以前に生まれた方
年額990,750円]
- 2級 年額795,000円**
[1956年4月1日以前に生まれた方
年額792,600円]

受給条件 ※下記の全てに該当する方が対象です。

- 障害の原因となった病気やけがの初診日が下記のいずれかの間にあること
 - 国民年金加入期間
 - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- 初診日の前日において、次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること
 - 初診日の月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が全体の3分の2以上
 - 初診日において65歳未満で、初診日の月の前々月からさかのぼって1年間、保険料の未納がない
※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、保険料納付要件は不要です。
- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級に当たる障害がある方

詳しくは
日本年金機構ホームページ



問三次年金事務所
☎0824-62-3107